

要介護認定に係る有効期間の見直しについて(令和4年5月より)

介護保険制度改正に伴い、更新申請で要介護3～5の者に限り、直前の要介護度(要介護3～5)と同じ要介護度(要介護3～5)となった者の認定有効期間を48ヶ月に延長することとする。なお、直前の要介護度と同じでない場合は従来通り、36ヶ月が有効期間の上限とする。

申請区分等		現行		改正後	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3ヶ月～12ヶ月	6か月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請		6か月	3ヶ月～12ヶ月	6か月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月
	前回要支援→今回要介護	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月
	前回要介護→今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月
	前回要介護→今回要介護 (要介護1.2の場合、前回認定と異なる場合)	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月
	前回要介護3→今回要介護3 前回要介護4→今回要介護4 前回要介護5→今回要介護5 ※簡素化対象者含む (前回認定と同じ要介護度の場合)	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～ 48 ヶ月